平成２２年（フ）第１０１５号
名古屋市緑区黒沢台１丁目1101番地　島田ハイム１－Ａ号
債務者　永井水道工事こと　永井　道雄
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９号
三重県伊賀市上野田端町928番地の14　黄金荘Ｂ２－３
債務者　吉本　知予
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第４９号
滋賀県東近江市園町957番地
債務者　廣田　昌広
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１７６号
広島市南区仁保１丁目40番18号
債務者　高木　一朗
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２６号
広島市安芸区船越５丁目13番10―301号
債務者　久守　正秀
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７２号
広島市安佐南区川内５丁目２番４－６号
債務者　河面　　輝
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７３号
広島市安佐南区川内５丁目２番４－６号
債務者　河面　恵美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７９号
広島市安佐南区西原８丁目37番16―202号
債務者　小山　　明
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９８号
広島市西区草津浜町17番７号
債務者　浜田　貴史
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７４号
広島県東広島市八本松町米満68番地４
債務者　西原　克之
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８５号
広島市中区基町20番１―619号
債務者　高鳥智津子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１０号
広島市安佐南区東野１丁目16番15―102号
債務者　中田　千晴
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１１号
広島市安芸区矢野東６丁目21番22―301号
債務者　木戸多己子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５０号
愛媛県西条市小松町妙口甲619番地３
債務者　髙橋　宗一
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２５７号
愛媛県四国中央市豊岡町長田1519番地の21
債務者　髙橋三津子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第５号
愛媛県新居浜市若水町２丁目３番228号
債務者　松木　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１４号
愛媛県新居浜市萩生2015番地の８
債務者　平口　健太
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１５号
愛媛県新居浜市萩生2015番地の８
債務者　平口　由紀
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
松山地方裁判所西条支部